

乾岔子島事件における日ソ外交交渉の考察

—ソ連の譲歩に関する新仮説—

笠原 孝太

Kota KASAHARA. A Study of Japan-Soviet Diplomatic Negotiations in the Kanchazu Island Incident — A New Hypothesis on Soviet Concessions. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.65-76.

In this research, I first clarify the details of negotiations between the Japanese Ambassador to the Soviet Union, M. Shigemitsu, and the People's Commissar for Foreign Affairs of the Soviet Union, M. M. Litvinov. Then, based on a proposal from Litvinov, this paper puts forward a new hypothesis as to why the Soviet Union agreed to withdraw from the islands it had already occupied.

キーワード： 乾岔子島事件 カンチャーズ島事件 満ソ国境紛争 日ソ紛争

はじめに

一九三七年六月十九日に勃発した乾岔子島事件は、満洲国とソ連の国境河川であった黒龍江（アムール川）に浮かぶ乾岔子（ロシア語名：センヌ^{チンアムホウ}）島と金阿穆河（ロシア語名：ボリショイ）島を舞台に繰り広げられた、最初の満ソ大規模国境紛争であった。日本の参謀本部は当初両島の奪回を関東軍に要求したが、本格的な対ソ戦への発展を懸念して、六月二八日に奪回攻撃の中止を命じた。しかし六月三十日に、ソ連砲艇三隻が黒龍江の満洲国側水路に侵入し、関東軍の江岸監視部隊に攻撃を行ったため、監視部隊がこれに反撃してソ連砲艇一隻を撃沈する事態に発展した。これにより日ソ関係は一気に先鋭化したが、七月二日に重光葵駐ソ大使とマクシム・リトヴィノフ（M. M. Литвинов）外務人民委員との外交交渉で、ソ連側が兵力を撤収させることに合意し事件は収束した⁽¹⁾。

事件概要からみても、乾岔子島事件において外交が果たした役割が大きかったことは明らかであるが、乾岔子島事件の外交交渉に焦点を当てた先行研究は少ない⁽²⁾。一方で、乾岔子島事件の外交交渉に関わる史料は外務省が編纂した史料集『日本外交文書』⁽³⁾に収録されており、決して史料が

不足しているわけではない。したがって同史料集に収録されている日本側の外交史料を調査することで、乾岔子島事件における外交交渉の経緯を一定程度明らかにすることができるはずである。

そして乾岔子島事件の大きな謎は、リトヴィノフが既に実力で占領を完了していた二島から、日本側の求めに応じて兵力の引き揚げに同意した点である。これは軍事的成果を外交で一方的に放棄する稀有な事象であり、当時のソ連の意図を解明する上で乾岔子島事件の外交的側面に注目することは重要な課題である。

本論文の目的は、日本の一次史料・文献とソ連の資料を使用して、乾岔子島事件をめぐる日ソ外交交渉の経緯を明らかにし、当時のソ連政府が外交的に譲歩した理由について新しい仮説を提示することである。

なお、本研究の主要資料である『日本外交文書』には、外務省外交史料館所蔵史料の他、東京大学社会科学研究所図書館所蔵の「島田文書」、東京都立大学図書館所蔵の「松本文庫（文書の部）」に収録されている外交史料も収録されている。本論文では、外務省外交史料館所蔵史料については『日本外交文書』から引用し、「島田文書」「松本文庫（文書の部）」収録の史料については原典を註に記載した。さらに『日本外交文書』未収録の新史料

を大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）所蔵の『カンチャーツ』事件関係綴』の中に発見したため使用した。

1. ソ連砲艇撃沈前の交渉

(1) 重光葵大使の抗議

確認できる記録によると、一九三七年六月十九日にソ連国境警備兵が乾岔子島に上陸した後、満洲国が外交上の抗議を開始したのは六月二日からである。

六月二日、満洲国外交部は施履本北滿特派員を通じて、駐哈爾濱ソ連総領事のミハイル・スラウツキー（М. М. Славутский）に対して、ソ連の不法行為につき口頭で嚴重抗議を行った。さらに二四日には満洲国外交部は書類をもって公式に嚴重抗議を行った⁽⁴⁾。一方ソ連は、駐哈爾濱ソ連総領事代理ステパン・クズネツォフ（С. М. Кузнецов⁽⁵⁾）より施特派員宛ての六月二五日付公文を以て、六月二十日に日滿部隊がセンヌハ（乾岔子）島に現れ、島に接近したソ連国境警備隊とソ連側江岸に射撃を行ったことについての抗議を提出した⁽⁶⁾。これに対して翌二六日に、今度は満洲国政府の命を受けた施特派員が、午前十一時にクズネツォフに対して嚴重な抗議を提出した⁽⁷⁾。さらに六月二八日、満洲国外交部は施特派員の口頭をもって、クズネツォフに迅速な回答と責任者の処罰及び満洲国領からの撤退を要求した⁽⁸⁾。

当初、乾岔子島事件は満ソ間の外交問題として扱われていたが、六月二八日に日本の参謀本部が乾岔子島の武力奪回中止を関東軍に命じ、外交交渉による解決を優先させることを決定したことで、この問題は日ソ間の外交交渉へと移行した⁽⁹⁾。

六月二八日の夕刻、モスクワの重光大使はかねてからの約束だった米国のクリスチャン・サイエンス・モニター紙の特派員夫妻の招きで、宮川船夫一等書記官と共に外出していた。多くの米国人記者と晚餐を共にしてソ連問題について意見交換を行っていたが、その席上、廣田弘毅外務大臣発の緊急極秘電報が、日本大使館事務所を通じて重光大使に届けられた⁽¹⁰⁾。当該電報の内容は『日本外交文書』に未収録であるため全文を記す。

昭和十二年六月二十八日発電
黒龍江上滿領島嶼不法占拠ニ対シ注意喚起
事態不拡大上有効措置方勧告ノ件

在ソ 重光大使

廣田外務大臣

第二七三号 大至急（極秘）
在滿大使発本大臣宛電報第四七八号末段ニ関シ
問題ノ乾岔子島（センヌーハ）及金阿穆河島（ボリショイ）ハ多年滿領トシテ滿「ソ」双方ノ間ニ認メラレ来レルモノニシテ（二十五日関東軍發貴館陸軍武官宛電報参照）今回突然「ソ」側官憲カ右両島ヲ不法占拠シ且又国境河川タル黒龍江本流ノ滿側艦船ニ依ル航行ヲ阻止スルノ措置ニ出テタルコトハ（滿發本大臣宛電報第四六四号其他参照）痛ク滿側ヲ刺戟シ同方面ノ事態緊迫セリト認メラルルニ付テハ大至急「リトヴィーノフ」又ハソノ代理ニ会見ノ上右ノ事情ト共ニ同方面ノ事態ノ異常ニ緊張シ居ルコトヲ述ヘ滿洲国ト共同防衛ノ關係ニアル帝国ハスル滿「ソ」間ノ事態ニ対シ深甚ノ関心ヲ有シ極東平和ノ見地ヨリ速ニ事態ノ平静ニ歸スルコトヲ希望スルモノナルヲ以テ「ソ」中央ニ於テ前記島嶼ヲ占拠シ居ル「ソ」兵ノ撤退、黒龍江航行ヲ阻止スル措置ノ撤去等事態不拡大上有効適切ナル措置ヲ「ソ」側出先ニ於テ速ニ執ル様遲滞ナク手配方強ク勧告スル旨申入ラレ先方ノ態度電報アリ度シ
滿へ転電セリ⁽¹¹⁾

この時すでに午後十時を過ぎていたが、同伴していた宮川書記官はすぐに外交ルートを通じてソ連側に会見を申込みべきだと重光大使に進言した。宮川書記官は訓令の内容からして、このようなことは至急処理する必要がある、もし遅れれば受け身になって非常に損であるため、今夜中に会見を申込みべきだと主張した。既に時間がかなり遅いことについても、ソ連側は自分に用事がある時には夜中であっても日本大使を外務人民委員部に呼

び出すこと、特にかつてゲオルギー・チチーリン（Г. В. Чичерин）が外務人民委員を務めていた時代には、午前二時、三時でも平気で呼び出していたことを理由に、日本側も用事がある場合には夜でも会見を申込みのは当然だと主張した⁽¹²⁾。

重光大使も訓令の内容からみて行動に遅滞を許さないことに同感だったため、宮川書記官の進言どおり六月二八日の夜に、リトヴィノフ外務人民委員に面会を申し込むことにした。しかし、あいにくリトヴィノフが郊外に赴いており不在だったため、次席のボリス・ストモニャコフ（Б. С. Стомоньяков）外務人民委員代理に面会を申し込んだ。ストモニャコフは既に退庁後であったが、連絡を取り深夜十二時（六月二九日午前〇時）に会見することができた⁽¹³⁾。

重光大使は宮川書記官を通訳として伴い、訓令に従い主に以下の四点をソ連側に申し入れた。

- 一、ポリショイ、センヌハ両島をソ連国境警備兵が占拠しているのは不当である。
- 二、黒龍江の主流は島の北側を流れていることから、国際河川の原則⁽¹⁴⁾により、この島々は明らかに満洲国に属している。
- 三、ソ連兵の行動は満洲国の主権の侵害である。もしソ連兵が速やかに撤退しなければ、国境警備に当たっている日本軍との衝突が起こる恐れがある。
- 四、該島の南側をソ連船舶が通過することも満洲国では違法と見ているため、これも止めてほしい⁽¹⁵⁾。

こうした申し入れに対し、ストモニャコフは両島の事件については承知しているが、これは重光大使が述べた原因に基づくものではなく、日満側が1860年に清露間で締結された北京条約の規定に反し両島の占領を企図していることと、日満艦船がポヤルコフ水道を不法に通過することが原因であると反論した（図参照）。さらに北京条約の翌年に交換された同条約附属地図を根拠として、両島はソ連領であると主張した⁽¹⁶⁾。

これに対し重光大使は、センヌハ、ポリショイ両島が満洲国領土であることは、日本政府におい

て満洲国政府と共に何等疑いがなく、ポヤルコフ水道が黒龍江本流（航路）であることも徹底調査の上で申し入れをしていると、日本政府の立場を繰り返し声明した。続けて一九三四年に締結された満ソ水路協定によって、黒龍江本流の中心線が満ソ国境を為すと反論した⁽¹⁷⁾（図参照）。島の帰属についても、水路協定の第五条⁽¹⁸⁾に従って、既に満洲国が二島での立標を実施し、満洲国航政局員が島に駐在してその管理を行っている事実から、両島が満洲国領であることは疑いがないと述べた。そして、これらを根拠とした上で、両島の占領及び水路妨害により生じる一切の責任はソ連側にあると警告した。その一方で日本政府は東亜の平和のために緊張した事態を緩和することを切望しているとも述べ、ソ連側がこの不法を匡正することで緊張状態を解くように勧告した⁽¹⁹⁾。

ストモニャコフは水路協定について、そもそも同協定は国家間の協定ではなく、両国汽船会社間⁽²⁰⁾の協定であるため国境を規定すべき性質を持っておらず、国境に関する規定もないと重光大使の主張の根拠を否定した。そして、重光大使のいう「緊張した事態」を緩和する唯一の方法は、日本政府が満洲国に「インフルエンス」を与えて、国境に関する条約を厳守することであると日満側に対応を求め返した⁽²¹⁾。

重光大使は、ストモニャコフが自説の根拠としている北京条約について、同条約では黒龍江の本流を満ソ国境としていることは明らかであると反論した。附属地図の内容については承知していないことを認めつつも、その後刊行されている地図からも両島が満洲国領土であることに疑いはなく、水路協定も国境が黒龍江の本流であることを前提としているとして、ソ連側の反省と適切な処置を再度勧告した⁽²²⁾。

ストモニャコフは、重光大使の勧告について、申し入れについては詳細を本国に報告すると返答しながらも、日本軍がこれ以上の「ステップ」を執らないことを希望するが、そうでなければ更なる重大な紛糾が生じた場合の責任は、日本政府にあると牽制した。これに対し重光大使は、不法行為を行っているのはソ連側であるため、満洲国は日本軍の援助を得てその不法の事実を訂正する権

利があると牽制を跳ね除けながらも、日本政府が平和的解決を願うが故にこのように外交的に申し入れていることを再び強調した⁽²³⁾。

ここまでの重光大使の発言を受けて、ストモニャコフは満洲国に発生する事件に対する責任は、満洲国ではなく日本にあると感知すると述べた。満洲国は背後に日本がいなければ為すべきでないことも、日本がいることで敢えて為すことができるため、その責任は全て日本にあると本問題における日本政府の責任を問い質した⁽²⁴⁾。

これに対し重光大使は、日本は満洲国と共同で満洲国の主権を防衛することになっており、そのことについてソ連側に誤解はないと考えていると応じた。ストモニャコフは、日満議定書についてはソ連側も誤解なく承知しているが、自身の発言の趣旨は、本件について満洲国がソ連に対して執る措置の責任は、全部日本にあるということだと繰り返した⁽²⁵⁾。

重光大使は、日満共同防衛については前言を繰り返す他ないが、問題は本件が満洲国の国境に関係しており、満洲国防衛に参加する義務のある日本としては事態を重大視し、本日の勧告を行っている次第であると述べた。

この第一次重光・ストモニャコフ会見は、両者が主張を交わすだけに留まり、六月二九日午前一時半に終了した⁽²⁶⁾。

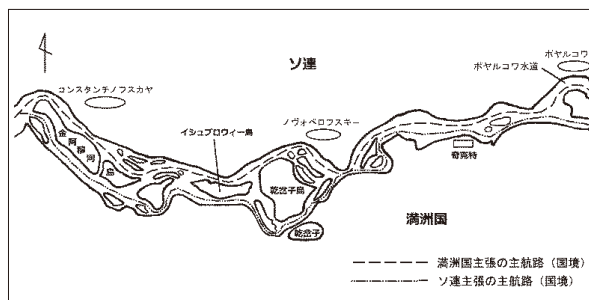


図 外交交渉における満ソ主張の主航路及び国境認識要図

出典：「島田文書」(101. 乾岔子事件記事) 通し番号152及び防衛庁防衛研修所『戦史叢書27 関東軍〈1〉対ソ戦備・ノモンハン事件』(朝雲新聞社、1969年) 332頁を基礎として、本論における重光、リトヴィノフの主張を加味して筆者作成。

(2) リトヴィノフの提案と重光大使の誤解

ストモニャコフとの会見から半日後の六月二九

日午後一時半から、重光大使はリトヴィノフ外務人民委員との会見に臨んだ⁽²⁷⁾。

冒頭、重光大使はストモニャコフに日本政府の訓令を伝達したが、事件の重要性に鑑み本日更に貴委員に深甚なる注意を促そうとする次第である、と改めてソ連側の対応を求めた。リトヴィノフは、前夜の会見内容については報告に接しているが、問題の二島は北京条約及び附属地図に依ってソ連に所属することは明らかで、ソ連人民もこれらの島で古くより耕作に従事していると述べ、帰属問題ではストモニャコフと同様の主張を繰り返した。そして、ソ連側としては事件を武力衝突により解決しようとはしておらず、平和裏に解決しようとしているが、相手が力を使用するのであれば、こちらも権利と領土を守るために力を以て応じると返答した⁽²⁸⁾。

重光大使はこの会見冒頭のやりとりを踏まえて、次の三点をリトヴィノフに伝えた。

- 一、二島が満洲国に所属することは極めて明瞭で疑いがない。
- 二、満ソ間の国境画定について決着を見ないのは、ソ連側の態度に問題がある。
- 三、本件につき、ソ連の方針が武力に訴えることを回避する趣旨と伺い満足である⁽²⁹⁾。

この内一点目の帰属について、重光大使は北京条約では黒龍江を以て国境とする旨規定しているため、国際河川の通念上具体的な国境は主流で決定されるべきであり、黒龍江の主流は乾岔子島と金阿穆河島の北側であることから、二島は満洲国に所属していると主張の根拠を伝えた。また北京条約附属地図については改めて承知していないとしつつ、地図が未だかつて外部に発表されたことがないと指摘した⁽³⁰⁾。

これに対してリトヴィノフも、この問題の法的根拠となる環璣条約、北京条約では単に黒龍江を以て国境とすると規定されているだけで、島の帰属については規定されていないことについては認めた。しかし、だからこそ問題の地点の国境線を明確にするために附属地図に赤線で表しているとして、附属地図上で両島の南側に赤線が引かれて

いることを以てソ連領だと反論した。さらに満洲国が地図を紛失、あるいは発見する意欲がないからといって、条約の附属地図を無視することはできないと述べた。そして地図を承知していない重光大使に対して、「右ノ地図ハ向フノ机上ニアルヲ以テ貴覽ニ供シ得ヘシ」と北京条約附属地図の確認を迫った⁽³¹⁾。

重光大使は、附属地図ではなく条約で黒龍江を国境と規定している以上、その主流が境界線であり、そうでなければ国際河川は無意義になるとして、条文と国際慣例（タールヴェークの原則）の優越を主張した。また地図の確認については、他日機会があるかもしれないが本日は拝見する意向はないと謝絶した⁽³²⁾。

リトヴィノフは、大使に地図を見る意向がないことを遺憾としつつも、主流が島の南側であることは明らかであると改め自説を繰り返した。そして、別の切り口として「是等ノ島ハ最近迄露西亜名ヲ有セリ」と述べた⁽³³⁾。これは前日のストモニャコフとの会見で、重光大使が二島をロシア語名で呼称しながら満洲国領と主張した矛盾を指摘していると思われる。そして、この後リトヴィノフは、日本側に事件解決のための具体的な提案を行った。この発言記録は重要なため、外交文書の原文に従って次に記す。

蘇側トシテハ事件ニ対シ過大ノ意義ヲ付スルコトヲ不可ナリト為ス意見ナリ中央トシテハ問題ノ島ヲ占領スル様何等指令ヲ与ヘタルコトナシ唯地方軍権カ現存條約及地図ニ依リテ行動スル権利アリト考ヘ必要ト認ムル場合両島ニ部隊ヲ派遣スルモ差支ナシト考ヘタルモノナリ蘇側トシテ必要ノ場合力ニ対シテハ力ヲ以テ對抗スル用意アリ殊ニ問題ノ地方ニハ充分ノ兵力アル次第ナルモ露人ハ武力衝突ヲ欲セス常ニ之ヲ避クルコトニ努メタリ自分ハ茲ニ貴使ニ対シ次ノ提議ヲ為ス用意アリ即チ双方問題ノ島ヨリ武装力ヲ撤去シ原状ヲ回復シ直ニ此ノ島ニ付外交交渉ニ入ランコト是ナリ⁽³⁴⁾（傍線筆者）

乾岔子島事件がソ連中央による戦略的意図を持つ

た軍事行動だったのか、それとも中央の感知しない地方的な軍事行動だったのかについては長年不明であったが、このリトヴィノフの発言記録は、ソ連中央の関与を否定する有力な材料である。もちろん、この発言記録だけでソ連中央の関与を否定することはできないが、その信憑性を高めているのはリトヴィノフの提案内容である。リトヴィノフは日ソ双方の部隊を撤収させて原状回復を行った後に、外交交渉で帰属問題を決着させることを提議している。つまりソ連はすでに武力により占領した両島から兵力を引き揚げてでも、この問題を沈静化させることを優先しようとしていたのである。したがって、ソ連中央が乾岔子島占領を命じていないという発言の信憑性は高いと思われる。

一連のリトヴィノフの指摘と提案に対して、重光大使はまず両島の名称について、島には満洲国名もあり、斯かる瑣末な議論は重要ではないと一蹴した。そして原状回復の提案については、「先ツ原状回復ヲ為シ問題ノ島ヲ完全ニ満側ノ管理ニ移スコトカ先決問題ト考フ」として、兵力の撤収だけではなく二島を満洲国の主権下に復帰させることが国境画定交渉の前提だと主張した⁽³⁵⁾。

リトヴィノフは、ソ連にはソ連と日満が双方向的に兵力を撤収することで紛争前の状態を回復する用意があり、この基礎においてのみ協定可能だと提案を繰り返した。重光大使は兵力の撤収につき、そもそも事件の発端はソ連側が武力を以て島を占領したことにあるため、ソ連側は兵力撤収を要するが日本側には撤収する何物もないと反論した。さらに原状回復についても、紛争によって退去を余儀なくされた満洲国人が元通り正業に従事できるようにするなど、総じて元通りにすることが先決問題であると改めて述べた⁽³⁶⁾。

双方の意見に隔たりはあったが、リトヴィノフはこの問題を外交的に決着させることには本気だったようで、「蘇側ニ於テハ両島ヨリ撤去スルニ異議ナシ又集結シタル軍隊、艦艇ノ撤収ニモ異議ナキモ事態ノ緊張ヲ解消スル為ニ満側ニ於テモ同様ノ措置ニ出テラレンコトヲ希望ス尚是等ノ措置ニ付テハ期限ヲ付スルコトト為シテ可ナリ（傍線筆者）」と撤収について期限を付すことも可能であると申し出た⁽³⁷⁾。

重光大使はこの「リトヴィノフ提案」を本国及び新京に報告する旨回答し、午後三時半に会見は終了した⁽³⁸⁾。そして会見後、重光大使は廣田外務大臣に次のとおり電報で報告した。

第五三〇号（大至急）

（中略）

二十九日更ニ「リトビノフ」ニ会見午後一時半ヨリ二時間ニ亘リ交渉ノ結果「リ」ハ主義上ノ問題ヲ離レ結局蘇側ニ於テ問題ノ両島ヨリ派遣部隊ヲ撤退シ原状ヲ回復スルコト及付近ニ集結セル武装力ヲ引揚クルコトニ異存ナシ日本側ニ於テモ同様集結セル軍隊ノ引揚ヲ行ヒ形勢ノ緩和ニ資セラレンコトヲ希望スト提議スルニ至レリ（尚「リ」ハ右形勢緩和ノ処置ニ付日限ヲ付スルノ用意アルコトヲ付言セリ）本使ハ之ニ対シ今日ノ会話ハ早速政府ニ報告シ其ノ内容ハ新京ニモ通報スヘク同地ニ於ケル当局ハ之ニ考量ヲ払フモノト思考スル旨答へ置ケリ詳細追電ス⁽³⁹⁾（以下略、傍線筆者）

一方ソ連では、会見翌日の六月三十日の共産党機関紙『プラウダ』で、この交渉についてTASS通信を引用して次のように報じた。

（前略）ソ連政府はその平和政治に従い、係争問題の力による解決に意を傾けたことは一度もなく、いかなる時も問題を議論の対象にする用意ができています。この平和政治に則り、リトヴィノフ同志は、ソ連側も日本側も両島の兵力及び付近の艦艇を召還し、その後より落ち着いた状態でこれらの島について外交交渉を継続することを大使に提案した。重光大使はこの提案を日本国政府及び関東軍司令部に伝えることを約束した。同時に、双方とも不意の行動によって事態が複雑化しないよう、全ての必要な措置を執ることに同意した⁽⁴⁰⁾。

この二つを比較すると「リトヴィノフ提案」に対する日本とソ連の認識が大きく異なっていたことがわかる。

本来の「リトヴィノフ提案」の趣旨は、双方同時撤収に日本が同意するならば、ソ連はその本気度と誠意を示すために期限を付して撤収してもよいというものであったが、重光大使はソ連が期限を付して一方的に撤収するので、日本側にも撤収してほしいという意味で理解していた。日本側の交渉記録からも、「期限ヲ付ス」の意味が『プラウダ』で報道された趣旨であることに矛盾はなく、この件は重光大使の誤解と評してよいだろう。

2. ソ連砲艇撃沈後の交渉—外交による解決—

（1）リトヴィノフ提案への回答

リトヴィノフとの会談の翌日、六月三十日に乾岔子島事件は急展開を迎えた。三十日午後二時四五分にソ連砲艦三隻が乾岔子島の南側水道に進入し、満洲国江岸で監視を行っていた日本軍に対して射撃を行ったため、日本軍が反撃しソ連砲艇一隻を撃沈する事態に発展した。これにより日ソ関係は一触即発の状態に陥った⁽⁴¹⁾。この出来事を受けて、同日廣田外務大臣は重光大使に以下の訓令電報を発した。

第二八一号

三十日一五〇〇乾岔子（「センヌハ」島）島南側ヲ蘇砲艇前進シ来リ不法ニ該地付近警戒中ノ日満軍ニ対シ射撃シ日満軍ニ於テ応戦ノ已ムナキニ至リタルニ付テハ至急蘇側ニ嚴重警告相成渡
尚蘇側ニ於テ問題ノ二島ヨリノ撤兵及付近集結兵力ノ引き揚ゲニ同意シタルニ拘ラズ蘇側今回ノ拳ニ出デタルハ甚ダ不可解トスル旨嚴重先方ヘ申入レラレタシ⁽⁴²⁾（傍線筆者）

訓令から廣田外務大臣も、重光大使の報告（第五三〇号）により、ソ連側が一方的な兵力撤収を約束したと誤解していたことがわかる。さらにいえば、提案の趣旨を誤解していたことで、日本側はまるでソ連に騙し討ちされたかのような不信感も抱いていたといえる。ソ連砲艇との交戦と撃沈は、軍事的な緊張のみならず、外交的な緊張も高

めることになった。

六月三十日午後九時半に上記訓令（第二八一号）に接した重光大使は、外務人民委員部に面会を申し込み、七月一日午前〇時にリトヴィノフの代理としてストモニャコフを訪問した⁽⁴³⁾。重光大使は、会見の冒頭ソ連側の挑発行為に対する抗議と前日の「リトヴィノフ提案」に対する日本政府の回答を伝えるために参上したと伝え、次の通り申し入れた⁽⁴⁴⁾。

本三十日午後三時（満洲国時間）問題ノ島一ナル乾岔子ノ^{しか}而モ南方ニ蘇連邦砲艦三隻カ侵入シ来リ不法ニモ該地警戒中ノ日満軍ニ射撃ヲ加ヘタリ右ハ不法ナル挑発的ノ行為ニシテ日満軍ハ已ムナク之ニ応戦シ其ノ一隻ヲ撃沈シ他ノ二隻ハ島陰ニ逃レタリ右蘇側ノ挑発的ノ行為ハ昨日「リ」ヨリ直接自分ニ話シタル挑発行為ヲ慎ミ事端ヲ更ニ起サストノ蘇側ノ精神ト相容レサル不信行為ナリ之ニ対シ嚴重ナル抗議ヲ申入ルルト共ニ此ノ種不法行為ヨリ生スル一切ノ責任ハ蘇側ノ負担スヘキモノナルコトヲ付言ス
尚「リ」ハ問題ノ二島ヨリ撤兵シ付近集結ノ武力ヲ引揚クルコトニ同意シタルニ^{かわらず}不拘蘇側出先ニ於テスル暴挙ニ出テタルハ甚タ不可解トスル所ナリ⁽⁴⁵⁾（傍線筆者）

続けてリトヴィノフ提案への日本政府からの回答については次の通り伝えた。

日本ハ前記ノ如キ緊張シタル事態ヲ緩和スルコトヲ求ムルモノテアリ従テ蘇側ニ於テ速ニ此ノ種ノ行動ヲ止ムルノミナラス事態ノ緩和ヲ^{もたら}齎ス為兩島ヨリ「リ」ノ既ニ承諾セル通り武力ヲ遲滞ナク撤退シ満側ニ於テ其ノ主權ヲ回復シ得ル様措置セラレ度ク又同時ニ黒龍江ノ航行ニ付障碍ナキ様措置ヲ執ラレ度ク右ハ現下ノ事態ニ鑑ミ最モ迅速ヲ要スル措置ナルコトヲ付言ス⁽⁴⁶⁾（傍線筆者）

このように日ソ開戦回避を託された外交交渉は、日本側の誤解と不信感に基づいた抗議と要求によっ

て開始された。

ストモニャコフは、まず日本側の抗議について二つの理由から反論した。第一にソ連側の報道によれば敵対行為を開始したのは日満側であり、重光・リトヴィノフ間の「アンダースタンディング」を守っていないのは日本政府であること。第二に日満側は常に黒龍江の島々の北（ソ連）側を通航する権利があると主張しているにもかかわらず、ソ連船舶が南（満洲国）側水路に進入したことを敵対的行為と見なす態度は不可解であること。ストモニャコフは、これらの理由から重光大使の抗議を受け入れることはできず、日本側こそが挑発行為を停止するための手段を執るべきであると要求した⁽⁴⁷⁾。

重光大使は、現下の問題は黒龍江の航行権の問題ではなく、ソ連砲艇が満洲国の水域に進入して挑発的行為を行ったことであると議論を本筋に戻した。ストモニャコフは、問題はどちらが最初に発砲したかであると指摘し、日本側が先に発砲したと述べた。重光大使は日本側の情報に基づき、先に発砲したのはソ連側であると繰り返した⁽⁴⁸⁾。

次にストモニャコフは、重光大使は今回の事件がリトヴィノフとの同意に反すると述べたが、リトヴィノフは双方同時撤収を提議しており一方的な撤収を約束した事実はない、と重光大使の認識がソ連側と異なっていることを指摘した⁽⁴⁹⁾。

重光大使はこれについて、「本使トシテハ右ニ付何事カヲ為スコトヲ約束シタルコトナク唯会談ノ内容ヲ政府ニ報告スヘキコトヲ約束シタルノミナリ」と自身も同時撤収など約束していないと反論した。そして日本政府の回答として、ソ連側が問題の島から兵力を撤収し島を満洲国の主権下に復帰させるとともに、艦艇の集中を止め水路航行の障害を除去する措置を執ることで事態を緩和されたいと繰り返した⁽⁵⁰⁾。

ストモニャコフは、「撤兵ニ関スル貴方ノ回答ハ拒絶ト同様ナリト思考ス」と日本政府の回答に不満を表明した。重光大使は、「本使ノ了解スル限り「リ」ハ蘇側兵力ヲ兩島ヨリ引揚ゲ付近水路ノ航行ニ対スル障碍ヲ除去スル為蘇側砲艦ヲ引揚クルコトニ異議ナカリシモノト思考ス「リ」ハ右撤去ノ為期限ヲ付スルモ可ナリトサヘ言ハレタリ」と自

身の理解を説明した⁽⁵¹⁾。

ストモニャコフは、昨日のリトヴィノフ・重光会談の記録を読んだが、リトヴィノフは双方向的に兵力を引き揚げることを提案しており、そもそも期限を付すこと自体が双方向的撤収であることを裏書きしている、と提案の趣旨を説明した⁽⁵²⁾。ソ連が自ら期限を設けて一方的に撤収するはずがないということである。

重光大使はここでようやく「リトヴィノフ提案」について、日ソ間の認識に相違がある事を理解した。その上で、日満側は島を占拠していないため、双方同時撤収であれば最初からできない話だと述べた。そして重光大使は、自身は前日（六月二九日）のリトヴィノフとの会談で主義上の解決を得たと思い、本日日本政府の訓令によりその実行を求めたが、これについてどう考えるかとストモニャコフに対して意見を求めた⁽⁵³⁾。

ストモニャコフは自分には判然としないので、その回答をリトヴィノフに直接伝えてはどうかと申し出た。重光大使もリトヴィノフに直接申し入れることができるのであれば、本日の朝でも差し支えないので取り計らってほしいと会見を申し入れた。こうして第二次重光・ストモニャコフ会見は、リトヴィノフに引き継がれることに決定して七月一日午前三時にひとまず終了した⁽⁵⁴⁾。

（2）リトヴィノフの撤収の条件

同じ日（七月一日）の午後五時半より、重光大使はリトヴィノフと会見した。リトヴィノフは、未明のストモニャコフ・重光会見の内容について聴取済みとした上で、本題に入る前に正、不正の問題を離れて日本軍がソ連砲艇を撃沈したことについて、改めて抗議を申し入れた⁽⁵⁵⁾。

次にリトヴィノフは、本題として六月二九日の会見で行った自身の提案の趣旨は、双方同時に問題の島から撤収して付近に集結している艦艇を引き揚げることであり、重光大使がストモニャコフに対してあたかも自分が無条件に兵力の撤収に同意したかの如くいわれたのを聞き驚いていると伝えた。また、期限を設けるという提案についても、日満側の撤兵をも期待すればこそ必要であり、もしソ連側のみが撤収するのであれば期限を付す必

要はないと重光大使の誤解を指摘した。そしてリトヴィノフは、ソ連側兵力の撤収の条件は、日満側との同時的なものであると改めて重光大使に伝えた⁽⁵⁶⁾。

重光大使は、会見で誤解が生じたことは「意外トスル所ナリ」と所見を述べた⁽⁵⁷⁾。そして、意外とする理由を次の三点から説明した。

- ①そもそも今回の事件は、ソ連側が武力をもって満洲国の二島を不法に占拠したことに端を発しているため、撤兵するのソ連側が一方的に行うべきである。
- ②満洲国の領土から日満側が後退するがごときソ連側の不合理な要求は、到底受け入れられない。
- ③期限については、ソ連側の撤兵と満洲国の島の接収について、満洲国の希望を聴こうとする趣旨かと思つた⁽⁵⁸⁾。

この三点は、重光大使がリトヴィノフ提案の趣旨を誤解した理由を理解することに役立つ。おそらく乾岔子島と金阿穆河島が間違いなく満洲国領土であるという重光大使の意識が①と②に繋がっており、①と②が事件解決の大前提となっていたために、リトヴィノフ提案をソ連の一方的撤収と解釈し、結果的に期限について③のように誤解したと考えられる。

その後、重光大使は前夜にストモニャコフに伝えた日本政府の回答を改めてリトヴィノフに申し入れた。リトヴィノフは、我々は両島を自国領と考えているので、領内に部隊を送る権利があると反論したが、島の帰属問題は今後の交渉に譲るべきで、刻下の急務は緊張の緩和であると帰属問題の先送りを主張した。そして、このように熱した状況で両軍が対峙すると望まない紛糾を醸すことになるため、双方が撤収すべきだと改めて提案を行った。また原状回復については、ソ連はソ連の砲艦も日満の砲艦も存在しない状態を「原状」とする原状回復には同意すると述べ、もし日満側が砲艦を引き揚げる意向を示すのであれば、ソ連側も引き揚げると申し出た。そして日本側の回答があればソ連は明日にも、明後日にも撤兵すると踏

み込んで発言した⁽⁵⁹⁾。まるでソ連は一刻も早くこの事件を終結させたいかのような発言である。

重光大使は、満洲国の船はソ連による原状破壊の結果派遣されたものであり、ソ連が原状回復の措置をとれば平静に戻ると述べて、日本側の主張する原状回復（ソ連が両島から兵力を撤収して島を満洲国の主権下に移し、集結しているソ連艦艇を引き揚げること）をソ連が行うよう返答した⁽⁶⁰⁾。

この会見により重光大使の誤解は解消されたものの、「原状回復」の意味については両者平行線をたどったままであった。そのため「更ニ会見ヲ打合スコト」を確認し会見は終了した⁽⁶¹⁾。

翌日、ソ連ではこの会見内容が『ブラウダ』に掲載された。TASS通信を引用する形で会見要旨を報じているだけで、特に論評は加えられていないが、以下の部分に注目したい。

（引用者注—リトヴィノフの発言要旨として）もし日本側もソ連側と同じように命令が下されるといふ日本大使の固い約束を得るならば、ソ連側は適切な命令を直ちに出す準備ができていふ。もし大使が前提としていふように日満側艦艇が現在既にないのであれば、直ちにソ連巡察兵と艦艇は撤収され、その結果問題が解決することをリトヴィノフは大使に保証することができる。

重光大使は、この提案を研究することと翌日交渉を再開することを約束した⁽⁶²⁾。（傍線筆者）

『ブラウダ』ではリトヴィノフが会見の最後に、ソ連側が一方的に撤収する唯一の条件を示していたことが報じられている。すなわち、満洲国の艦艇が現在両島付近に存在せず、ソ連の艦艇だけが存在している場合である。また日本側の史料では「更ニ会見ヲ打合スコト」で会見が終了したと記録されているが、ソ連側の報道資料から両者は「翌日交渉を再開すること」を約束していたようである。

（3）リトヴィノフの撤収同意

『ブラウダ』での報道の通り、両者は七月二日午

後八時半から再度会見を行った⁽⁶³⁾。その会見直前の午後八時に重光大使のもとに廣田外務大臣から次の電報が到着した。

満洲国艦艇ハ当初ヨリ事態不拡大ノ趣旨ニ依リ行動シ来レル次第ニテ現ニ問題ノ方面ニハ一隻モ居ラザルコト確實ナルニ付「ソ」側ニ於テモ至急問題ノ二島ヨリ撤兵方並ニ右二島方面付近ニ在ル砲艦艇引揚方出先ニ訓令スル様「リ」又ハ其ノ代表者ニ申入レ其ノ実行ヲ確メ電報アリ度
尙島嶼ノ帰属ニ付テハ先方ヲシテ此ノ際直ニ満側ノ主権ヲ認メシムルコト困難ナルヤニ認メラルルニ付此ノ問題ハ局面落着シタル後話ヲ進ムルコト差支ナシ⁽⁶⁴⁾（傍線筆者）

この廣田外務大臣からの電報は、前日のリトヴィノフからの一方的撤収の条件を受けて、重光大使が両島付近の満洲国艦艇の存在の有無を本国に確認したことへの回答と思われる。

会見に臨んだ重光大使は、まず昨日の会見を整理し、リトヴィノフに対してソ連は問題の場所に満洲国の艦艇がある場合、満ソ同時に引き揚げることに同意したが、もし満洲国の艦艇がない場合は、ソ連は両島から兵力を即時撤収し、かつソ連の艦艇を引き揚げ水路障害を除去することになる旨確言されたと了解している、と駄目を押した後に「只今政府ヨリ接到セル確報ニ依レハ問題ノ場所付近ニハ満側艦艇アラストノコトナリ就テハ昨日ノ御話ノ通り蘇側軍隊ヲ前記両島ヨリ即時撤退セラレ且付近ノ水域ヨリ蘇側艦艇ヲ即時引揚ケラレ此ノ地方ノ原状ヲ回復スル為直ニ的確ナル措置ヲ執ラレ度シスクシテ問題ハ解決シ得ルコトナリタル次第ナリ」と申し入れた⁽⁶⁵⁾。

日本政府からの確報を受けてリトヴィノフは「御通報ヲ謝ス」と回答し、ソ連の兵力及び艦艇を引き揚げることを約束した。重光大使がその命令はいつ発せられ、いつ現場に到達する見込みかと追及したところ、リトヴィノフは「之ニテ話合成立セルコトナレハ約束ハ実行セラルヘシ御安心アリ度シ自分ハ外務人民委員ナレハ貴使ノ辞去セラルルト共ニ国防人民委員ニ電話シ必要ナル措置ヲ執

ルコトヲ依頼スヘシ之ニテ事件ノ解決ヲ見タルコトヲ悦フ」と回答し実行を確約した。重光大使は最後に必要措置に遅滞がないよう重ねて依頼し、会談はわずか三十分で終了した⁽⁶⁶⁾。

その後リトヴィノフは約束を実行し、当日中に国防人民委員部から現地の部隊に対して撤収命令が下された⁽⁶⁷⁾。ソ連の国境警備隊は内務人民委員の所管であるが、リトヴィノフが赤軍を所管する国防人民委員に連絡を行う約束をしていることから、この時点で第一線の作戦を主導していたのは国境警備隊ではなく、太平洋艦隊所属のアムール小艦隊だったと判断できる。

おわりに

乾岔子島事件はリトヴィノフが一方的な撤収を約束し、それが実行されたことにより終結したが、リトヴィノフが撤収に応じた理由が長年不明であった。ここまでの検討から表面的な結論を出すのであれば、満洲国の艦艇が両島付近になればソ連が撤収するというリトヴィノフが出した条件を日満側が満たしていたからである。島付近にソ連の兵力しかないのであれば、原状回復のためにソ連側が兵力・艦艇を引き揚げることは合理的である。

問題はなぜリトヴィノフが既に占領していた島から兵力を引き揚げてまで、原状回復を提案したかである。このソ連の態度について、日本の先行研究ではヨシフ・スターリン（И. В. Сталин）による赤軍粛清が影響を与えていた可能性を指摘している⁽⁶⁸⁾。乾岔子島事件勃発直前の一九三七年六月十一日、ソ連ではミハイル・トゥハチェフスキー（М. Н. Тухачевский）元帥以下八名の軍人に銃殺刑が宣告され、その直後に処刑される粛清が起きた。この粛清をきっかけに以後赤軍大粛清が始まった⁽⁶⁹⁾。そのため乾岔子島事件の時、ソ連では軍内が混乱していたため、本格的な対日戦を避ける形で紛争を治めようとしたという仮説である。

筆者は粛清による混乱が、乾岔子島事件終結に影響を与えた可能性を否定する材料を持ち合わせていないが、当時のソ連の報道資料から別の仮説を提示したい。注目すべきは『イズベスチヤ』の

報道ぶりである。『プラウダ』がソ連共産党の機関紙であったのに対し、『イズベスチヤ』はソ連政府の機関紙であり、同紙面からはソ連政府の報道姿勢が見て取れる。その『イズベスチヤ』が初めて乾岔子島事件に対する本格的な論評を加えたのは、なんと外交交渉成立後の七月四日であった。このことだけでもソ連政府の事件報道への消極性が読み取れるが、同日の論評は次のような言葉で乾岔子島事件を総括している。

（前略）

好ましい現象として、アムール川での紛争解決に注目して、新たな日満の挑発の可能性について自らに幻影を作るべきではない。日本軍部の性格を考慮するとソ連は警戒しなければならない。その平和愛好的かつ誠意ある希求を再び示したソ連は、一番速い方法により紛争を解決し、同時に自国の利益保護において新たに不屈さを発揮した。日満側の挑発の組織者は、平和を愛好するソヴィエト連邦のこの不屈さについて忘れてはならない。日本軍部のヨーロッパのファシスト同盟国にも、ソヴィエト連邦のこの力について思い出させたほうがよい。これらの同盟国は、アムール川での紛争の時、明らかに極東での緊張状態が、ヨーロッパでのファシストの侵略から注意を引きはがせることに期待しつつ、日本の友人たちを将来の挑発に扇動した。しかしながら、今回“ベルリン－東京枢軸”と他の“枢軸”はその計算を誤った⁽⁷⁰⁾。（傍線筆者）

対日国境紛争である乾岔子島事件の総括が、ドイツとイタリアに対するメッセージになっていることは明らかである⁽⁷¹⁾。ソ連は当時スペイン内戦で対立していたベルリン－ローマ枢軸が、世界の視線を極東に逸らすために、日独防共協定を締結していた日本を扇動して乾岔子島事件という挑発行為を発生させたと分析していたのである。

確かにこの時期のソ連は、まだ日独防共協定による日独からの東西挟撃を警戒しており、本格的な対日戦の開始がドイツの参戦を招くことを恐れていた⁽⁷²⁾。したがって、「ベルリン－東京枢軸」

の挑発に乗らずに速やかに原状回復することで、事態を鎮静化させようとしていたのである。

このことは、リトヴィノフが重光大使との最初の会見で期限付きの同時撤収を提案したことや、ソ連の報道が一貫して消極的であったことと矛盾しない。また外交交渉成立後によく『イズベスチヤ』に論評が掲載されたこととも整合性がとれる。

『イズベスチヤ』の総括をソ連政府の見解とすれば、リトヴィノフが兵力と艦艇の引き揚げによる原状回復に応じた理由は、乾岔子島事件を「ベルリン-ローマ枢軸」と「日独防共協定」という反共勢力による現在及び将来への謀略的挑発として警戒していたからだと言える。

- (1) 防衛庁防衛研修所『戦史叢書27 関東軍〈1〉対ソ戦備・ノモンハン事件』(以下、『戦史叢書27 関東軍(1)』と略す)(朝雲新聞社、1969年) 332-335頁。笠原孝太「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響 — 日本側史料・文献から読み解く「満ソ国境紛争処理要綱」と「独断専行」『軍事史学』(第58巻第4号) 61-62頁。
- (2) 乾岔子島事件の外交交渉について論じている近年の先行研究には、松本和久「初期満ソ国境紛争の発生と展開(1935-1937) — 国境委員会設置交渉から武力処理思想へ」『境界研究』(第8号) 47-52頁がある。
- (3) 外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅲ 第一巻(昭和二十六年 外交政策・外交関係)』(以下、『日本外交文書』と略す)(白峰社、2014年)。
- (4) 『満洲日日新聞』(昭和十二年六月二七日、夕刊)。
- (5) クズネツォフの名前は、Степан Матвеевич Кузнецовである。[Славущая А. М. *Всё, что было...: Записки дочери дипломата* (Москва, 2002), С. 25.]。
- (6) 『日本外交文書』 338頁。
実際に六月二十日は、満洲国軍国境監視隊の調査隊が乾岔子島に赴き、二十から三十名のソ連国境警備隊と島内で交戦した。[笠原「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響」58頁]。
- (7) 『東京朝日新聞』(昭和十二年二月二七日、朝刊)。
- (8) 『満洲日日新聞』(昭和十二年六月二九日、夕刊)。
- (9) 攻撃中止の経緯は、笠原「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響」61-64頁に詳しい。
- (10) 重光葵『重光葵外交回想録』(毎日新聞社、1978年) 175頁。重光は回想録で、この経緯を6月29日と記述しているが、廣田外務大臣の訓令からストモニャコフとの会談までの出来事は6月28日の出来事である為、日付を修正の上引用。
- (11) 『「カンチャーツ」事件関係綴』(大和ミュージアム [呉

市海事歴史科学館] 所蔵、SC 124)。当該史料は「廣田外務大臣電」の項に収録されている。

- (12) 重光『重光葵外交回想録』175頁。
- (13) 同上、175-176頁。「松本文庫(文書の部)」(I-c-24-1 [19]) (以下、「松本文庫(文書の部)」は全て東京都立大学図書館所蔵)。
- (14) 「タールヴェークの原則」のこと。国境が国際河川かつ条約で境界について特別の定めがない場合に適用される国際法上の原則。タールヴェークの原則では、航行可能な国際河川は、下流に向かう航路の中央線を境界とする。[国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、1995年) 535頁]。
- (15) 重光『重光葵外交回想録』176頁。
- (16) 「松本文庫(文書の部)」(I-c-24-1 [19])。
北京条約附属地図には、黒龍江上に赤線を以て境界を画してあり、同線は江中の大島嶼の大部分を帝政ロシアに取り込むように引かれていた。しかし、北京条約第一条では、黒龍江の北側を露領、南側はウスリー川との合流地点まで清領と定めているだけで、川のどこを境界にするか定めていない。したがって、以後ソ連は赤線を国境と主張するが、満洲国としては、赤線は黒龍江を隔てて清露が分つということを象徴的に示しているだけの線で、国境を定めたものではないという認識である。[[第8節 黒龍江島嶼の歸属並に航行問題] JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C13010033100 (第5画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調(防衛省防衛研究所)。矢野仁一『清朝末史研究』(大和書院、1944年) 217-218頁]。
- (17) 満ソ水路協定(一九三四年九月四日締結)に「黒龍江本流の中心線が満ソ国境を為す」旨の条項はない。満ソ水路協定については、笠原孝太「満ソ水路協定とポヤルコワ水道封鎖問題 — 乾岔子島事件の前史的的研究」『国際関係学部研究年報』(第43集) 16-17頁に詳しい。
- (18) 満ソ水路協定の第五条では「双方は兩岸に於ける立標作業及び其監督を各別に自岸において単独に行ふものとし、浚渫、掘削及び其の他一切の水路上の作業は共同作業とす」と定めている[満洲事情案内所編『黒龍江「附」烏蘇里江』(満洲事情案内所、1936年) 17頁]。
- (19) 「松本文庫(文書の部)」(I-c-24-1 [19])。
- (20) 「汽船会社」は、満ソ水路協定を締結したソ連側代表機関のАмурское Государственное Речное Пароходство СССР(ソ連アムール国立河川船舶局)のПароходствоを「船舶局」ではなく「汽船会社」と翻訳した名称だと思われる。なお、満洲国側代表機関は満洲帝国哈爾濱航政局であり、満ソ水路協定は両国「汽船会社間」協定ではなく「船舶局間」協定の方が意味合いとしてより適切である。[[満蘇水路会議に於ける書類送付の件] JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01003024900 (第40, 45画像目)、昭和9年「陸満

- 密綴 第17号] 自昭和9年9月13日 至昭和9年10月11日 (防衛省防衛研究所)]。
- (21) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [19])」。
- (22) 同上。
註 (16) (17) で示したとおり、重光大使による、北京条約及び満ソ水路協定では、黒龍江の主流を国境としている旨の発言は正確ではない。
- (23) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [19])」。
- (24) 同上。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [50])」。
- (28) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [20])」。
註 (15) で示したとおり、リトヴィノフ外務人民委員による、北京条約により二島がソ連に所属している旨の発言は正確ではない。
- (29) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [20])」。
- (30) 同上。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 同上。
- (34) 同上。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 同上。「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [50])」。
- (39) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [50])」。
- (40) *Правда* № 178, 30 июня 1937. (筆者試訳)。
- (41) 笠原「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響」64-65頁。
- (42) 「島田文書」(101. 乾岔子島事件記録) 通し番号139 (東京大学社会科学研究所図書館所蔵)。ただし電報番号は『日本外交文書』350頁を参照。
- (43) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-22-2 [30])」。
中村敏『満ソ国境紛争史』(改造社、1939年) 244頁。会見の開始時刻については、東亜同文会『満蘇国境紛争事件の全貌』(東亜同文会、1937年) 25頁では「七月一日午前一時」と表記されており、資料によって若干異なる。
- (44) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-2 [87])」。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-22-2 [31])」。
- (48) 同上。
- (49) 同上。
- (50) 同上。
- (51) 同上。
- (52) 同上。
- (53) 同上。
- (54) 同上。「松本文庫 (文書の部) (I-c-22-2 [30])」。
- (55) 「島田文書」(101. 乾岔子島事件記録) 通し番号65-66。
- (56) 同上、通し番号66。
- (57) 同上、通し番号68。
- (58) 同上、通し番号68-69。
- (59) 同上、通し番号71-74。
- (60) 同上、通し番号76。
- (61) 同上。
- (62) *Правда* № 180, 2 июля 1937. (筆者試訳)。
- (63) 「島田文書」(101. 乾岔子島事件記録) 通し番号80。
- (64) 同上、通し番号78。
- (65) 同上、通し番号80-81。
- (66) 同上。
- (67) *Правда* № 181, 3 июля 1937.
- (68) 林三郎『関東軍と極東ソ連軍』(芙蓉書房、1974年) 108頁。
林はソ連が原状回復に同意したことについて、「その背景は知る由もなかった。あるいはその当時進められていた大掛かりな粛清に、なんらかの関連があったのかも知れない。」と粛清が影響した可能性を記している。
- (69) 平井友義『スターリンの赤軍粛清—統帥部全滅の謎を追う』(東洋書店、2012年) 2頁。
- (70) *Известия* № 155, 4 июля 1937. (筆者試訳)。
- (71) 記事の傍線部にある「ヨーロッパのファシスト同盟国」の“同盟国”は、ロシア語では複数形になっており、ドイツとイタリアを指していると考えられる。
- (72) ソ連の日独防共協定への警戒は、一九三八年の張鼓峰事件の研究で指摘されている。乾岔子島事件よりも大規模かつ本格的な軍事衝突となった張鼓峰事件直後の一九三八年八月十一日に、リトヴィノフは各国のソ連代表部に外務人民委員電報を送っており、その中で「ドイツはヨーロッパで手一杯だったため、明らかに紛争の拡大を望んでいなかった」「日本はソ連の意地とドイツから支援を受けることができなかった現実を教訓として得た」と同じくドイツの動向を教訓として発信している。ソ連は張鼓峰事件で、ようやく対日紛争が直ちにドイツの支援を引き起こすものではないという教訓を得ており、その前年に勃発した乾岔子島事件では、まだ日独防共協定の実態について警戒していたといえる。[笠原孝太『日ソ張鼓峰事件史』(錦正社、2015年) 55-56頁]。

本論文はJSPS 科研費JP21K01376の助成及び令和5年度
 日本大学国際関係学部研究費個人研究費の成果に依る。